

平成23年10月7日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

海区漁業調整委員会指示
○採捕の制限(1) 1

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、男鹿市大増川の河口付近に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成23年10月7日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

(採捕の制限)

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、さけを採捕してはならない。

- 1 禁止区域
男鹿市大増川河口中央から半径200メートル以内の海域
- 2 禁止期間
告示の日から平成23年12月31日まで

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号